



争続しない!  
ひかりのススメ

相続のルールを知っておく  
資産を知っておく  
遺言書を作成しておく

# 争続しない相続のススメ

岡山ひかり法律事務所の

遺言書・その1

まさかのはんこ集め

突然の不幸で困る事。それが

銀行窓口でまず突きつけられる難題。「故人の口座は凍結されます」との対応で、少額の引き出しでも、相続人全員の直筆同意書面と印鑑証明書他が必要。ご遺族が奥さまとお子さま一人…くらいなら、週間もあれば手続きできますが、子どもがない場合「ご主人の親兄弟全員、亡くなつていれ

※遺留分とは、民法で定められた最低限の権利のこと。

くなくなつていれ



ば、甥・姪の方々すべての同意と書類を」と言われるはず。「長く付き合っていないから…」と困り果てても、この場合法律では亡夫の兄弟姉妹が遺したお祝い金だけでも正当な相続人。預貯金だけでなく、相続財産はなかなか自由にできません。自分の甥や姪までならともかく、配偶者の親族となると、面識すらないという事も多く、その数が十数人、二十数人となることも珍しくありません。遠くの親戚も探し出し、二軒三軒訪ねて事情を説明し、全員に署名押印してもらわない限り、円の貯金も引き出せません。まして、ご主人と二人で築いたマイホームも、その価値は数百万〜数千円。その何分のかを正当に手にする権利がある親族に

「自分の相続分を放棄します」と素直に承諾していただければよいのですが。

遺言書が

事態を予防する

印籠に!?

「全財産を妻〇〇に譲る」という遺言さえあれば、お子さまがいない場合ほとんどのケースで奥さま一人がすべて問題なく相続できます。(兄弟姉妹やその子には遺留分がないため)。遺言書の書き方は、法律で決められた一定事項さえ守ればOK。これは夫婦それぞれに共通する相続の忘れてはいけないポイントです。残された妻(夫)の安心できる暮らしのために、二度この誌面にご夫婦で目を通し、専門家の無料相談などを行うことをお勧めします。

お話は…  
財津 唯行 さん



2003年弁護士登録 現在11年目  
遺産分割事件、遺留分減殺事件など相続事件を多数処理してきた経験を持つ

地域密着・岡山県内全域対応・個人から法人、自治体まで対応致します。

岡山ひかり法律事務所  
Okayama Hikari Lawfirm

遺言・相続のご相談

お電話でのご予約・お問合せは

TEL.086-223-1800

受付時間:9:00~17:30(平日) 9:30~12:00(土曜)  
岡山市北区蕃山町3-7両備蕃山町ビル8階 駐車場2台完備

岡山ひかり法律事務所 検索 <http://www.okayama-hikari-law.jp>

初回  
無料

